

# 上下水道料金改定のお知らせ



問 上下水道課 庶務経理係 ☎62-9352

平成26年6月検針分（7月請求分）から、水道料金は1立方メートルにつき5円（税抜き）の値下げ、下水道使用料は平均14.1円（税抜き）の値上げの改定をさせていただきます。

今後も、より一層の経費の節減を図りながら、両事業ともに効率的経営に努めてまいりますので、皆様のご協力とご理解をお願いいたします。

※平成26年4月1日以降の移動及び廃止に伴う、料金等の清算につきましては、改定後の料金となります。

## ●水道料金について

今回「水道料金の改定」において、【用途区分】の追加と見直しを実施しました。

従前に比べ、使用水量に反映した料金設定です。（料金表参照）

## ●水道使用用途変更届について

現在使用している用途で変更希望の方は次の事項を確認のうえ、提出してください。

（届出書は役場上下水道課（3階）にあります）

①用途の変更後、概ね1年以上の使用見込み水量に対してお願いします。

②年度内（平成26年3月31日まで）の提出をお願いします。

③例えば一般家事用の方が営業用に変更される方です。（次ページの備考欄参照）

※平成26年6月検針分（7月請求分）から該当となります。



## 水道使用用途変更届【見本】（実際はA4サイズ）

### 水道使用用途変更届

平成 25 年 4 月 1 日

**富士見町長殿**

〒 399-0292  
長野県 諏訪郡 富士見町 落合10777

用 用 住 所  
者 者 所

（所有者） （フリガナ） **フジミ タロウ**

氏 名 **富士見 太郎**

T E L （ 0266 ） 62 - 2250

※現在と変更ない場合は提出不要です。



## 上水道の使用料金表

現 行 (税込み・5%)					改 定 (税込み・8%)					
地区	用 途	基本水量及び料金 (1ヵ月)		超過料金	地区	用 途	基本水量及び料金 (1ヵ月)		超過料金	
		水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)				水量 (m <sup>3</sup> )	料金 (円)		
一 般 地 区	家事用	10	1,312.5	11m <sup>3</sup> 以上15m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき 152.25円	一 般 地 区	家事用	10	1,296	11m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき 151.2円	
	官公署用	10	1,312.5			21m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 172.8円				
	学校・病院用	10	1,312.5			11m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき 151.2円 21m <sup>3</sup> 以上500m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき 172.8円 501m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 167.4円				
	営業用	10	1,680.0							
	浴場用	10	1,312.5							
	工場 地 区	食品加工	1,000	124,950		1,001m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 173.25円	営業用①	10	1,296	11m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき 151.2円 21m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 172.8円
		その他	1,500	124,950		1,501m <sup>3</sup> 以上 1日使用料5,000m <sup>3</sup> を 超える場合 1,501m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 134.40円	営業用②	500	85,752	501m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 167.4円
		南諏衛生センター	1,000	164,850		1,001m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 168.00円	工場用①	1,000	169,452	1,001m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 162円
		学校プール用	水道料金1m <sup>3</sup> につき 152.25円				工場用②	2,000	331,452	2,001m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 156.6円
		臨時用	10	3,675		11m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 204.75円				2,001m <sup>3</sup> 以上 1日使用料3,001m <sup>3</sup> を 超える場合 2,001m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 140.4円
	消火栓 消火演習用	1栓1回につき 864		1回5分以内とする	その他	水道料金1m <sup>3</sup> につき 151円		11m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 205.2円		
保 健 休 養 地 区	臨時用	10	3,675	11m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 204.75円	消火栓 消火演習用	1栓1回につき 864		1回5分以内とする		
	臨時用	10	3,675	11m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 204.75円	一般用	10	1,890	11m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 205.2円		
	臨時用	10	3,675	11m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 204.75円	営業用①	10	1,890	11m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 205.2円		
					営業用②	500	102,438	501m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき 199.8円 1,001m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 194.4円		
					臨時用	10	5,940	11m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 297円		

- 備 考
- 1 家事用とは、一般家庭用として飲料、炊事、洗たく及び浴用等の使用に給水するものをいう。
  - 2 官公署用とは、国、地方公共団体及び公共企業体その他これに類するものに給水するものをいう。
  - 3 学校・病院用とは、学校、保育園、病院その他これに類するものに給水するものをいう。
  - 4 営業用とは、旅館業、料理店業、食堂、洗たく業、生鮮魚介販売業、理髪、理容業、運輸業等で営業用に水を使用すると管理者が認定したものをいう。
  - 5 浴場用とは、公衆浴場の使用に給水するものをいう。
  - 6 工場用とは、工場施設を有する事業所等で使用水量が月平均食品加工1,000立方メートル、その他1,500立方メートルを超えると認められる事業所に給水するものをいう。
  - 7 学校プール用とは、学校のプールに給水するものをいう。
  - 8 臨時用とは、建築工事、興業その他一時的の使用に給水するものをいう。
  - 9 一般用とは、保健休養地区において臨時用以外の使用に給水するものをいう。

- 備 考
- 1 家事用とは、一般家庭用として飲料、炊事、洗たく及び浴用等の使用に給水するものをいう。
  - 2 官公署・学校・病院・福祉施設用とは、国、地方公共団体及び公共企業体その他これに類するものと、学校、保育園、病院、福祉施設その他これに類するものに給水するものをいう。
  - 3 営業用①、②とは、宿泊業、飲食店業、洗たく業、生鮮魚介販売業、小売製造業、理髪・理美容業、運輸業、観光サービス業、酪農・農業生産業、浴場用(公衆浴場)等で営業用に水を使用すると管理者が認定したものをいう。
  - 4 工場用①、②とは、工場施設を有する事業所等で使用水量が月平均①は1,000、②は2,000立方メートルを超えると認められる事業所に給水するものをいう。
  - 5 学校プール用とは、学校のプールに給水するものをいう。
  - 6 臨時用とは、建築・建設工事、興業その他一時的の使用に給水するものをいう。
  - 7 一般用とは、保健休養地区において営業用、臨時用以外の使用に給水するものをいう。
  - 8 営業用①、②とは、宿泊業、飲食店業、小売製造業、運輸業、観光サービス業、浴場用(公衆浴場)等で営業用に水を使用すると管理者が認定したものをいう。



## 下水道の使用料金表

(2使用月につき)

現 行 (税込み・5%)					改 定 (税込み・8%)				
種 別	基本使用料		超 過 使 用 料		種 別	基本使用料		超 過 使 用 料	
	排出量	使用料	排 出 量	使用料1立方メートルにつき		排出量	使用料	排 出 量	使用料1立方メートルにつき
一 般 汚 水	10立方 メートル まで	1,753.5円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	184.8円	一 般 汚 水	10立方 メートル まで	1,753.5円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	205.2円
			20立方メートルを超え 30立方メートルまで	191.1円				20立方メートルを超え 30立方メートルまで	210.6円
			30立方メートルを超え 50立方メートルまで	199.5円				30立方メートルを超え 50立方メートルまで	221.4円
			50立方メートルを超え 100立方メートルまで	205.8円				50立方メートルを超え 100立方メートルまで	226.8円
			100立方メートルを超える分	214.2円				100立方メートルを超える分	237.6円
			1日排出量2,500立方メートルを超える場合	193.2円				1日排出量2,500立方メートルを超える場合	221.4円
			100立方メートルを超える分						